

入院時食事療養標準負担額 （65歳未満の患者様）

療養病床への入院時の食費（1食当たり）は下表の額になります。

負担区分	令和7年3月31日迄	令和7年4月1日以降
上位所得者「ア」「イ」 一般「ウ」「エ」	490 円	510 円
住民税非課税「オ」 （90日まで） （90日超）※1	230 円 180 円	240 円 190 円
指定難病患者	280 円	300 円

※1 長期入院該当の場合は申請が必要です。

当院は入院時食事療養（1）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって

管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

令和7年4月1日
医療法人社団清志会 大倉記念病院

入院時生活療養標準負担額 （６５歳以上の患者様）

医療法上の療養病床に入院する６５歳以上の患者様は、入院時生活療養費の対象になり、食事療養標準負担額（食材料費）の他に調理費、光熱水費を含めた額及び、温度、照明、および給水に関する適切な療養環境の形成にかかる費用が患者様負担になります。ただし、病状の程度が重篤な患者様等を除く。

療養病床への入院時の食費（１食当たり）と居住費（１日当たり）は下表の額になります。

食費・居住費の自己負担額

負担区分	令和７年３月３１日迄	令和７年４月１日以降	居住費 (１日につき)
現役並み所得Ⅲ 現役並み所得Ⅱ 現役並み所得Ⅰ 一般	490 円	510 円	370 円
低所得者区分Ⅱ (90 日まで) (90 日超) ※1	230 円 180 円	240 円 190 円	370 円
低所得者区分Ⅰ 老齢福祉年金受給者以外の方 老齢福祉年金受給者 境界層該当	140 円 110 円	140 円 110 円	370 円 0 円
指定難病患者	280 円	300 円	0 円

※1 長期入院該当の場合は申請が必要です。

当院は生活療養（１）食事療養の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって

管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）適温で提供しています。

令和７年４月１日

医療法人社団清志会 大倉記念病院